

平成28年9月9日

株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー

平成28年度の法定最低賃金の改定に伴う契約社員の賃金の取扱いについて

今年度の法定最低賃金の改定（平成28年10月発効）により、一部の契約社員の基本賃金の額が法定最低賃金を下回る事となるため、当該契約社員に対し、法定最低賃金と基本賃金の差額を「水準調整（仮称）」として措置することとする。

1. 支給対象

東京都に所在する事業所に勤務する契約社員のうち、平成28年度末年齢が63歳以上で、かつ、就業パターンがショートタイム勤務、隔日（週4日）勤務または隔日（週3日）勤務の者とする。

2. 支給額

就業パターン	支給額
ショートタイム勤務	1時間当たり 2円
隔日（週4日）勤務	
隔日（週3日）勤務	

3. 支給方法

水準調整（仮称）の支給にあたっては、基本賃金の扱いに準ずることとする。

また、時間外手当、休日手当及び深夜手当の算定にあたっては、基本賃金及び水準調整（仮称）の合計額に割増率を乗じることとする。

4. 支給期間

平成28年10月1日（平成28年11月支給）から平成29年3月31日（平成29年4月支給）までとする。

5. その他

水準調整（仮称）は特別手当の基礎額には含めない。

6. 実施時期

平成28年10月1日